

○おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成28年7月29日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年おいらせ町条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(条例別表第1に定める事務)

第3条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) おいらせ町乳幼児医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第106号）第4条第1項の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) おいらせ町乳幼児医療費給付条例施行規則（平成18年おいらせ町規則第68号）第6条第1項の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び同規則第11条の規定による変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) おいらせ町子ども医療費助成条例（平成23年おいらせ町条例第2号）第4条第1項の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) おいらせ町子ども医療費助成条例施行規則（平成23年おいらせ町規則第19号）第5条第1項の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び同規則第10条の規定による変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第105号）第4条の資格証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (2) おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則（平成18年おいらせ町規則第67

号) 第6条第2項の更新申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務及び同規則第12条の規定による変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例(平成18年おいらせ町条例第112号)第4条の受給者証等の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

5 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) おいらせ町日常生活用具給付事業実施要領(平成19年おいらせ町告示第87号)第5条の用具の給付及び第7条の住宅改修費の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) おいらせ町移動支援事業実施要領(平成19年おいらせ町告示第88号)第10条の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) おいらせ町日中一時支援事業実施要領(平成19年おいらせ町告示第93号)第8条の利用の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(4) おいらせ町自動車改造費助成事業実施要領(平成19年おいらせ町告示第95号)第6条の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

6 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、おいらせ町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成18年おいらせ町告示第70号)4の用具の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

7 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成26年おいらせ町告示第24号)第5条の助成の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2に定める事務及び特定個人情報)

第4条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、おいらせ町乳幼児医療費給付条例第4条第1項の受給資格の申請に係る事実についての審査並びにおいらせ町乳幼児医療費給付条例施行規則第6条第1項の更新申請に係る事実についての審査及び同規則第11条の規定による変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、住民票関係情報及び申請者と生計を同じくする配偶者に係る地方税

関係情報（利用することについて本人の同意があるものに限る。以下同じ。）とする。

- 2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、おいらせ町子ども医療費助成条例第4条第1項の受給資格の申請に係る事実についての審査並びにおいらせ町子ども医療費助成条例施行規則第5条第1項の更新申請に係る事実についての審査及び同規則第10条の規定による変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報、住民票関係情報及び申請者と生計を同じくする配偶者に係る地方税関係情報とする。
- 3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、おいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例第4条の資格証の交付申請に係る事実についての審査並びにおいらせ町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則第6条第2項の更新申請に係る事実についての審査及び同規則第12条の規定による変更等の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、住民票関係情報及び申請者と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者に係る地方税関係情報とする。
- 4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、おいらせ町重度心身障害者医療費助成条例第4条の受給者証等の交付申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、住民票関係情報及び申請者と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者に係る地方税関係情報とする。
- 5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる給付等の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、住民票関係情報及び申請者の世帯に係る地方税関係情報とする。
 - (1) おいらせ町日常生活用具給付事業実施要領第5条の用具の給付及び第7条の住宅改修費の給付の申請
 - (2) おいらせ町移動支援事業実施要領第10条の利用の申請
 - (3) おいらせ町日中一時支援事業実施要領第8条の利用の申請
 - (4) おいらせ町自動車改造費助成事業実施要領第6条の助成の申請
- 6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は、おいらせ町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱4の用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める特定個人情報は、住民票関係情報及び申請者と生計を同じくする配偶者及び扶養義務者に係る地方税関係情報とする。
- 7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は、おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱第5条の助成の交付の申請に係る事実についての審査に関する事

務とし、同項の規則で定める特定個人情報、住民票関係情報及び申請者の世帯に係る地方税関係情報とする。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から施行する。